

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公表番号】特表2013-540821(P2013-540821A)

【公表日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-536780(P2013-536780)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	33/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	7/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	45/00
A 6 1 P	17/02
A 6 1 P	31/04
A 6 1 P	25/04
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	31/10
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	33/00
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	37/02
A 6 1 P	7/04
A 6 1 P	37/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも部分的に溶媒和可能であるキトサン粒子と少なくとも部分的に溶媒和可能である酸化多糖粒子よりなる、乾燥した自由流動性の粉末状混合物を含む組成物であって、

前記粉末状混合物は、体液で湿潤した手術部位又は創傷部位に付着されたとき該粉末状混合物の粒子が架橋的反応により互いに付着することにより、該粉末状混合物が不均一で非結合の固形シート状体を形成し、当該固形シート状体は前記手術部位又は創傷部位から剥がれたときにより小さな欠片へと分解するようになっている、組成物。

【請求項 2】

手術部位又は創傷部位に付着する不均一で非結合の固形シート状体を含む人工かさぶたを形成する組成物であって、

前記固形シート状体は、キトサン粒子及び多糖粒子からなって互いに付着し合っている粒状混合物を具備し、前記手術部位又は創傷部位から剥がれたときにより小さな欠片へ分解可能な前記固形シート状体である、組成物。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 記載の組成物において、

前記キトサンが、500kDaより高い数平均分子量を有する塩を含む、又は前記酸化多糖が、酸化セルロース、キチン、キトサン、コンドロイチン硫酸、デキストラン、グリコーゲン、及びヒアルロン酸のうちのいずれかを含む、組成物。

【請求項 4】

請求項 1 又は 2 記載の組成物において、

前記キトサンがグルタミン塩を含み、前記酸化多糖が酸化デンプンを含む、組成物。

【請求項 5】

請求項 1 又は 2 記載の組成物において、

10~90wt%のキトサンと、90~10wt%の酸化多糖とを含む、組成物。

【請求項 6】

請求項 1 又は 2 記載の組成物において、

さらに、抗菌剤、鎮痛薬、抗コリン作動薬、抗真菌剤、抗ヒスタミン剤、ステロイド性又は非ステロイド性抗炎症剤、抗寄生虫剤、抗ウイルス剤、生物静力学的組成物、化学療法剤又は抗腫瘍剤、サイトカイン、充血除去剤、追加の止血剤、免疫抑制剤、粘液溶解剤、核酸、ペプチド、タンパク質、ステロイド、血管収縮剤、ビタミン、及びこれらの組合せのいずれかを含む、組成物。

【請求項 7】

請求項 2 記載の組成物において、

前記手術部位又は創傷部位は気道内にあり、前記人工かさぶたは1日より長く2週間より短い滞留期間を有する、組成物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

[0035]第2の段階では、上述のように配置された粉末は、血液又はその他の体液によって少なくとも部分的に溶媒和されると、「接着」又は「体液溶媒和」という状態になる。例えば、手術部位が完全に焼灼されているため比較的乾燥している場合など、粉末の塗布の前、塗布中、又は塗布後に、少量の水分（例えば無菌食塩水溶液）を当該手術部位に加えることによって、溶媒和を促進又は加速することが望ましい場合がある。塗布された粒子は、手術部位又は創傷部位の組織、及びお互いに対して接着する。キトサンと酸化多糖の溶液を塗布することによって形成されるヒドロゲルや、別々のキトサン溶液と酸化多糖溶液を塗布することによってその場で形成されるヒドロゲルに比べると、乾燥した粒子を塗

布すると、組織への増大した接着力が取得できると思われる。この増大した接着力は、完全に溶媒和した物体としてではなく、混合されているが実質的には乾燥した粉末状粒子としてのキトサンと酸化多糖との塗布によって、粒子間の架橋反応の競争に遅れが生じるため、このような効果が得られる可能性がある。望ましくは、初期段階の組織接着の程度は十分に高いので、塗布された粒子を手術部位又は創傷部位から大量に取り除くことなしに、塗布のすぐ後（例えば、1、2分後）に、塗布された粉末に静かに水分（例えば、カニューレ又は注射器によって供給された食塩水を重力送りして）を加えてもよい。「接着」及び「体液溶媒和」の過程では、ある程度の水和が起こる場合がある。キトサン又は酸化多糖の粉末状粒子の外側が少なくとも部分的に溶媒和し、そして、少なくとも部分的に互いに反応し合い、これに伴いゲル体も形成される場合がある。しかし、粉末状粒子は完全には溶媒和せず、すなわち、均一の溶媒を形成するように溶解するのではなく、元々の粒子構造の中央部の少なくとも一部は固体状の不溶な態様を保つことが望ましい。また、粉末状粒子は均一のゲルを形成するのではなく、液体又はゲル体の領域を含みながらも、その中に固体領域が分散されているような、不均一の粒状の構造を保持することが望ましい。形成された不均一構造によって、形成されたシート状体は脆弱化し、一つの大きな塊として手術部位又は創傷部位から剥がれるのではなく、小さな欠片へと分解されるようになり、これによって呼吸閉塞の危険性を減らすことができる。